久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

１．開催日時　　令和６年 10 月７日（月）午後１時２７分

２．開催場所　　久御山町役場　議会棟４階　特別会議室

３．出席委員

１番　村　田　和　弘
２番　山　口　吉　広
３番　藤　本　直　樹
４番　上　田　幸　子
５番　岡　井　文　彦
６番　田　中　壽　嗣
７番　内　田　裕　夫
８番　石　塚　加　津　美
９番　西　村　九　三　男
１０番　西　村　和　樹
１１番　西　野　英　紀
１２番　松　本　吉　博
１３番　森　　一　博
１４番　加　瀬　千　代
１５番　寺　内　一　郎
１６番　戸　田　治　巳
１８番　村　田　良　文
１９番　樋　口　敏　昭
２０番　林　　吉　一

４．欠席委員　　１７番　内　田　孝　司

５．会議録署名委員　　１１番　西　野　英　紀
　　１２番　松　本　吉　博

６．委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	奥　　隆　宏
農業委員会事務局次長	籔　内　雄　基
農業委員会事務局	髙　橋　華　寿　紀
農業委員会事務局	三　宅　七　聖

７．議　事

議案第１号	農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について（４条許可）
議案第２号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））
議案第３号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について（利用権設定）
議案第４号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について（農地中間管理権）
議案第５号	旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について（利用権転貸）
報告第１号	農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について（４条届出）
報告第２号	農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について（５条届出）

８．会議の経過

（事務局長）　ちょっと早いんですけども、皆さまおそろいですので、これから始めさせていただきたいと思います。それでは、令和６年の第１０回の久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようご配慮をお願いいたします。

本日は内田孝司委員より欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が１４名中１４名、農地利用最適化推進委員６名中５名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

また、さる９月２７日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

５番　　岡井委員
７番　　内田裕夫職務代理者
１３番　　森委員
２０番　　林委員

事務局２名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして、最初に田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

（会長）　会長あいさつ

本日の議案は、

議案第１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について（４条許可）　１件
議案第２号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））　４件
議案第３号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について（利用権設定）　１２件
議案第４号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について（農地中間管理権）　３件

（会長）　議案第５号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について（利用権転貸）　３件
報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について（４条届出）　３件
報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について（５条届出）　１件

それでは、議案に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。１１番の西野委員、それから１２番の松本委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第１号から進めてまいります。議案第１号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、４条許可を議題といたします。
まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

（●委員）　議案第１号受付番号１につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　それでは続きまして、議案第１号受付番号１につきまして、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第１号受付番号１について、議案書１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、農地法第４条第１項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書２ページから４ページをご覧ください。こちらの農地は、農振農用地ではない、いわゆる白地の農地に後継者のための農家住宅を建築される案件です。
農地を転用するには、原則として第３種農地である必要があります。２ページの真ん中より少し下にございますとおり、●●●●●と●●●●●●●がおおむね５００メートル以内にあり、前面道路に水道管、下水管が埋設されていますので、この農地は３種農地に当たると事務局では考えています。な

（事務局）　お、判断の根拠となります農地法運用通知の抜粋を４ページの下にお付けしています。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１ページと２ページをご覧ください。２ページにつきましては、土地利用計画図となっております。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第１号受付番号１の説明と報告が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

農家住宅の建築というふうになっておりますが、よろしいですか。特に農家住宅ということでもございますので、ご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第１号受付番号１を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第２号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の部分です、を議題といたします。
まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

（●委員）　議案第２号受付番号４から受付番号７の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　それでは、議案第２号受付番号４と受付番号５、この２件につきましては対象農地が同じですので、まとめて審議をしたく思います。まず、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号４について、議案書５ページをご覧ください。

（事務局）　次に、議案第２号受付番号５について、議案書６ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。相続人２名が、共有名義の農地にそれぞれ納税猶予をかけておられています。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の３ページと４ページをご覧ください。

会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第２号受付番号４と受付番号５、この２件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第２号受付番号４と受付番号５について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第２号受付番号６について、まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号６について、議案書７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の５ページをご覧ください。

会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第２号受付番号６につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

（会長）　それでは採決に入ります。議案第２号受付番号６について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第２号受付番号７につきまして、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第２号受付番号７について、議案書８ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の６ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第２号受付番号７について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第２号受付番号７について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第３号に入ります。議案第３号旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について、利用権設定を議題といたします。
それではまず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●委員）　議案第３号受付番号９５から１０５までの案件について、現地調査の報告をさせていただきます。

（●委員）　本該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　どうも、ご苦労様でございました。それでは、議案第３号受付番号９５について、まず事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号９５について、議案書９ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書１０ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の７ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号９５について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号９５について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号９６について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号９６について、議案書１１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書１２ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の８ページをご覧ください。

（事務局）　会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号９６について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号９６について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号９７について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号９７について、議案書１３ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書１４ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の９ページと１０ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号９７につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号９７について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

（会長）　続きまして、議案第３号受付番号９８につきまして、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号９８について、議案書１５ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書１６ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１１ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号９８について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号９８について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号９９について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号９９について、議案書１７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書１８ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１２ページ、１３ページ、１４ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号９９について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号９９について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号１００について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号１００について、議案書１９ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書２０ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１５ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号１００について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号１００について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号１０１について、事務局から説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号１０１について、議案書２１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書２２ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１６ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号１０１について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号１０１について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第３号受付番号１０２について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号１０２について、議案書２３ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書２４ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１７ページと１８ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号１０２、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

（会長）　よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号１０２について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第３号受付番号１０３と受付番号１０４、この２件につきまして、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。
まず、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号１０３について、議案書２５ページ上段をご覧ください。
次に、議案第３号受付番号１０４について、議案書２５ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書２６ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１９ページと２０ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号１０３と受付番号１０４、この２件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号１０３と受付番号１０４について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
挙手多数でございますので、可とすることに決定をします。

（会長）　続きまして、議案第３号受付番号１０５について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号１０５について、議案書２７ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、２８ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２１ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号１０５について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号１０５、この案件について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

これから審議をしていただく議案第３号受付番号１０６につきましては、●●●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第２０条に基づきまして、退室をよろしくお願いをいたします。

（●●●●委員　午後１時５０分　退席）

（会長）　それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

（●委員）　議案第３号受付番号１０６につきまして、現地調査の結果を報告をさせていただきます。

（●委員）　本件該当地についても、特に問題ないものと思われます。以上です。

（会長）　続きまして、議案第３号受付番号１０６について、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第３号受付番号１０６について、議案書２９ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書３０ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２２ページと２３ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号１０６について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号１０６について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

（●●●●委員　午後１時５２分　入室）

（会長）　それでは続きまして、議案第４号に入ります。議案第４号旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について、農地中間管理権と議案第５号旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定について、利用権転貸については、関連する内容もございますので、まとめて審議をします。
まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

（●●委員）　議案第４号受付番号１２から受付番号１４及び議案第５号受付番号５から受付番号７の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　続きまして、議案第４号受付番号１２及び議案第５号受付番号５、この２件について、まず事務局から説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第４号受付番号１２について、議案書３１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらは、所有者から京都府農業会議に貸し付ける内容となっています。借り手予定者につきましては、右下の備考欄に記載しています。

（●委員　午後１時５４分　退室）

（事務局）　次に、議案第５号受付番号５について、議案書３６ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、京都府農業会議から先ほどの備考欄に書かれていました借り手に転貸される内容となります。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書３７ページをご覧ください。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の２４ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第４号受付番号１２及び議案第５号受付番号５、この２件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

（●委員　午後１時５４分　入室）

（会長）　よろしいですか。ご意見ご質問ないようでございます。

（会長）　それでは採決に入ります。議案第４号受付番号１２及び議案第５号受付番号５について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第４号受付番号１３及び議案第５号受付番号６について、まず事務局から説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第４号受付番号１３について、議案書３２ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。利用権を設定する者の一部につきましては、議案書３３ページの別紙をご覧ください。また先ほどと同じく、借り手予定者につきましては、右下の備考欄に記載しています。
次に、議案第５号受付番号６について、議案書３８ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。土地の所有権者の一部につきましては、先ほどと同じ内容ですが議案書３９ページの別紙をご覧ください。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書４０ページをご覧ください。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の２５ページと２６ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第４号受付番号１３及び議案第５号受付番号６について、事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第４号受付番号１３及び議案第５号受付番号６について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

（会長）　続きまして、議案第４号受付番号１４及び議案第５号受付番号７につきまして、事務局より説明を願います。

（事務局）　それでは、議案第４号受付番号１４について、議案書３４ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
利用権を設定する者の一部につきましては、議案書３５ページの別紙をご覧ください。また、借り手予定者につきましては、右下の備考欄に記載しています。
次に、議案第５号受付番号７について、議案書４１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。土地の所有権者の一部につきましては、議案書４２ページの別紙をご覧ください。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第１８条調書については、議案書４３ページをご覧ください。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の２７ページをご覧ください。
会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第４号受付番号１４及び議案第５号受付番号７につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第４号受付番号１４及び議案第５号受付番号７について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

まず報告第１号農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出について、４条の届出ですが、受付番号３と受付番号

（会長）　４は届出者が同じ方ですので、まとめて事務局より報告を願います。

（事務局）　それでは、報告第１号受付番号３について、議案書４４ページをご覧下さい。
次に、報告第１号受付番号４について、議案書４５ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２８ページをご覧下さい。隣り合う農地で、北側は共同住宅、南側は露天貸駐車場として転用されます。
本件についてはどちらも、令和６年８月２８日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。
会長よろしくお願いします。

（会長）　報告第１号受付番号３と受付番号４、この２件の報告が事務局からございましたが、この２件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第１号受付番号５について、事務局より報告願います。

（事務局）　それでは、報告第１号受付番号５について、議案書４６ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２９ページをご覧下さい。一部を露天貸駐車場として転用され、残りの部分は農地として残すと伺っております。
本件については、令和６年９月１０日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。
会長よろしくお願いします。

（会長）　報告第１号受付番号５の報告がございましたが、この件につきまして、何かご意見等はございませんか。

よろしいですか。特にないようですので、続きまして、報告第２号農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について、５条の届出ですが、受付番号６を事務局から報告願います。

（事務局）　それでは、報告第１号受付番号６について、議案書４７ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。備考欄にも書かれていますとおり、８９０平方メートルの内８２６平方メートルは、平成元年に露天駐車場として転用済みで、残っている農地部分の一部に今回、携帯電話の基地局を設置するものです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の３０ページをご覧下さい。

本件については、令和６年９月１０日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いします。

（会長）　報告第２号受付番号６の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見等もないようですので、本日の予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

―――――――――――― 午後2時０４分　終了 ――――――――――――